

○財務省告示第三百四十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十六年十月二十七日に発行した利付国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十六年十一月七日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百六十回、第三百八回及び第三百十回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十四回及び第六十八回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行額	額面金額で三千九百九十五億円
七	払込金額	四千三百一億六千八百三十五万円
八	最低額面金	五万円

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
(利付国庫債券 第三十年) (第六百六十六回)	一・四%	日年平三成三月二十二	億九百六十九
(利付国庫債券 第三十年) (第六百八十八回)	一・三%	日年平六成三月二十二	億九百六十九
(利付国庫債券 第三十年) (第六百一十回)	一・〇%	日年平九成三月二十二	円千八十七億
(利付国庫債券 第四十年) (第四十四回)	二・五%	日年平三成三月二十二	億九百六十九
(利付国庫債券 第六十年) (第八十八回)	二・二%	日年平三成三月二十六	一億円